

名古屋市立中学校標準服導入に向けた基本方針(案) (R 7・7月時点)

1 標準服の導入目的

- ・ 汎用性のあるブレザー型標準服を導入することで、より多くの業者の参入を促し、適正な競争を働かせることで、価格の低減、保護者の経済的負担の軽減につなげる。

2 仕様について

- ・ 保護者の経済的負担の軽減や多様な選択肢の確保を図るために、外観や基本的な仕様は統一するものの、縫製メーカーは、生地・機能性の違いや創意工夫により、複数価格帯を設定できるものとする。

3 販売・流通について

- ・ 標準服を取り扱う縫製メーカーについては、全ての生徒・体型について対応できること、取り扱う標準服が、第三者機関による品質検査で合格していることを条件とする。
- ・ 縫製メーカーについては、「審査申請書兼誓約書」を教育委員会に提出する。上記の内容を確認し、承認された縫製メーカーには、教育委員会が承認通知を発行する。
- ・ 標準服を取り扱う販売店については、「全ての生徒・体型に対応」「年間を通じた標準服のアフターフォロー」「承認された事業者の標準服を販売」することを条件とする。
- ・ 標準服を取り扱う販売店については、上記の内容を誓約事項として記載した「標準服にかかる販売届」を教育委員会に提出する。

4 学校における標準服の導入について

- ・ 令和9年度4月に、既存の制服に加え、生徒・保護者の選択肢の1つとして、各学校において標準服を導入する。

※ _____部分は、前回の方針案から変更したところ